

府子本第48号
2文科初第1565号
子発0129第1号
令和3年1月29日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市・中核市市長 殿
各指定都市・中核市教育委員会教育長
附属幼稚園を置く各国立大学法人の長

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公印省略)

文部科学省初等中等教育局長
(公印省略)

厚生労働省子ども家庭局長
(公印省略)

「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」の一部改正について（通知）

幼保連携型認定こども園の設備等に関する取扱いについては、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」（平成26年11月28日付け府政共生第1104号・26文科初第891号・雇児発1128第2号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）により示しているところですが、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和2年12月18日閣議決定）を受け、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和3年2月1日から適用することとしましたので通知いたします。

各都道府県知事におかれては、域内の市区町村（指定都市及び中核市を除く。）に対して、都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会

及び中核市教育委員会を除く。) に対して、周知を図るとともに、適切な運用が図られるよう配慮願います。

本件担当 :

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付

TEL: 03-5253-2111（代表）内線38446

FAX: 03-3581-2521

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

TEL: 03-5253-4111（代表）内線3136

FAX: 03-6734-3736

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL: 03-5253-1111（代表）内線4854

FAX: 03-3595-2674

別紙

「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」新旧対照表

改正後	現行
幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（通知）	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（通知）
[略] 記	[同左] 記
1・2 [略]	1・2 [同左]
3. 園舎、園庭及び設備について（基準省令第6条、第7条及び第13条関係） (1)・(2) [略]	3. 園舎、園庭及び設備について（基準省令第6条、第7条及び第13条関係） (1)・(2) [同左]
(3) 園庭の設置・面積（代替地の取扱い等）について <p>幼保連携型認定こども園の園庭の設置場所については、基準省令第6条第5項の規定のとおり、園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に設けることが原則である。</p> <p>このため、園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に設けられる園庭に代わる場所（いわゆる代替地）については、園庭としての必要面積に算入することはできないものとする。ただし、実際の園での活動において、安全の確保等に十分配慮した上で、公園等の代替地を活用することを妨げるものではない。</p>	(3) 園庭の設置・面積（代替地の取扱い）について <p>幼保連携型認定こども園の園庭の設置場所については、基準省令第6条第5項の規定のとおり、園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に設けることが原則である。</p> <p>このため、園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に設けられる園庭に代わる場所（いわゆる代替地）については、園庭としての必要面積に算入することはできないものとする。ただし、実際の園での活動において、安全の確保等に十分配慮した上で、公園等の代替地を活用することを妨げるものではない。</p>

なお、基準省令附則第4条第3項の規定のとおり、適正な運営が確保されていると認められる既存の幼稚園又は保育所が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所の設備を活用して幼保連携型認定こども園に移行する場合においては、移行特例として、当分の間、以下の①から④までの全ての要件を満たす代替地について、満2歳の園児に係る園庭の必要面積に限り、算入することができるものとする。

- ① 園児が安全に移動できる場所であること
- ② 園児が安全に利用できる場所であること
- ③ 園児が日常的に利用できる場所であること
- ④ 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること

また、既存の幼稚園又は保育所から幼保連携型認定こども園への移行や、幼保連携型認定こども園の園舎等の老朽化等に伴う園舎の建替えや園庭環境の整備等の施設整備により、当該施設整備に係る期間において基準省令第6条第7項（基準省令附則第4条第1項又は第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定める園庭としての必要面積を満たせない場合、認可権者において当該施設における教育・保育の内容等について適切に確認した上で、一時的な園庭の面積の不足についてやむを得ないものとして取り扱うことも認められる。

なお、認可権者が教育・保育の内容等を確認するに当たっては、施設整備に関する計画に加え、当該施設整備に係る期間における安全の確保や防災上の対応、教育・保育を行う場としての相応しい環境の確保等に十分配慮したものとなっているかについても確認すること。

なお、基準省令附則第4条第3項の規定のとおり、適正な運営が確保されていると認められる既存の幼稚園又は保育所が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所の設備を活用して幼保連携型認定こども園に移行する場合においては、移行特例として、当分の間、以下の①から④までの全ての要件を満たす代替地について、満2歳の園児に係る園庭の必要面積に限り、算入することができるものとする。

- ① 園児が安全に移動できる場所であること
- ② 園児が安全に利用できる場所であること
- ③ 園児が日常的に利用できる場所であること
- ④ 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること

[加える。]

(4) 園庭の設置・面積（屋上の取扱い）について
[略]

- ① [略]
- ② 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に示された教育及び保育の内容が効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること
- ③～⑤ [略]

(5) [略]

4・5 [略]

(4) 園庭の設置・面積（屋上の取扱い）について
[同左]

- ① [同左]
- ② 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に示された教育及び保育の内容が効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること
- ③～⑤ [同左]

(5) [同左]

4・5 [同左]